

令和7年度埼玉県立特別支援学校幼稚部入学相談実施要項

1 募集人員

募集人員は、令和6年8月30日（金）までに決定し、別途通知する。

2 出願資格

出願資格は、次の(1)の条件を満たし、かつ、(2)及び(3)に該当する者とする。

- (1) 令和7年4月1日現在で満3歳以上の者
- (2) 保護者ととともに県内に居住している者
- (3) 学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する者（下欄を参照すること）

【県立特別支援学校塙保己一学園】

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの

【県立特別支援学校大宮ろう学園及び県立特別支援学校坂戸ろう学園】

両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの

- (4) 県外に居住し県立特別支援学校の入学を希望する者は、出願前に志願先の県立特別支援学校長（以下「校長」という。）と相談する。校長は、速やかに県教育委員会と協議を行う。

3 通学区域

通学区域は、埼玉県就学事務手続実施要項(令和6年9月1日版)に示すものとする。

4 出願手続

- (1) 入学願書の請求

入学志願者は、志願先の校長に、入学願書（様式一幼1）、令和7年度埼玉県立特別支援学校幼稚部入学志願者調査書（以下「入学志願者調査書」という。）（様式一幼2）、その他関係書類を直接請求する。

- (2) 入学願書等の提出期間

ア 提出期間及び受付時間

令和7年1月30日（木）及び1月31日（金）

受付時間は、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

- イ 提出先

入学志願者は、入学願書等を持参の上、志願先校長に提出する。

なお、ろう学園への入学志願者は、最新のオーディオグラムを提出する。

- (3) 相談票の交付

入学願書等を受理した志願先校長は、所定の相談票（様式一幼3）を交付する。

- (4) 入学相談手数料

無料とする。

- (5) その他

入学志願者は出願手続の前に、志願先の学校で実施する事前相談を必ず受けること。

5 入学相談日及び相談場所

- (1) 入学相談日及び相談場所
ア 入学相談日

令和7年2月7日（金）

- イ 相談場所
出願した各県立特別支援学校

6 入学許可候補者の発表

- (1) 入学許可候補者の発表

1 日 時	令和7年2月14日（金）
2 場 所	出願した各県立特別支援学校
3 方 法	相談番号を掲示

- (2) 志願先の校長は、発表後、相談票を確認し相談結果通知書（様式一幼4）を保護者に交付する。

7 県立特別支援学校が報告するもの

- (1) 校長は、本実施要項に基づき、募集案内及び必要書類を作成し、令和6年10月末日までに県教育局県立学校部参事兼特別支援教育課長宛て報告する。
- (2) 校長は、入学願書受付締め切り後、速やかに、令和7年度埼玉県立特別支援学校幼稚部入学志願者数（様式一幼5）を作成し県教育局県立学校部参事兼特別支援教育課長宛て報告する。なお、入学志願者に追加や変更があった場合も同様とする。
- (3) 校長は、入学許可候補者を発表した後、速やかに、令和7年度埼玉県立特別支援学校幼稚部入学許可候補者数（様式一幼6）を作成し県教育局県立学校部参事兼特別支援教育課長宛て報告する。なお、入学許可候補者に追加や変更があった場合も同様とする。

8 入学相談実施上の留意点

校長は、入学相談を適切に行うため入学相談委員会を設置するなど相談内容や方法等を十分検討し入学相談を実施する。なお、実施に当たっては、福祉機関や医療機関などの専門機関と連携・協力し実施する。

9 その他

- (1) 入学志願者が、急病その他やむを得ない事情で入学相談日に相談できない場合は、その事由を証明する書類を当日までに志願先の校長に提出する。（様式自由）
- (2) 各特別支援学校の入学志願者及び入学許可候補者の人数によっては、募集人員の範囲内で、それぞれ補充することができる。
- (3) 入学志願者及び入学許可候補者が募集人員を上回る場合、校長は速やかに県教育委員会と協議を行う。
- (4) 出願期間又は入学相談日を過ぎて志願しようとする者は、志願先の校長と相談する。校長は速やかに県教育委員会と協議を行う。
- (5) ここに定めるもののほか、入学相談等に関する必要な事項及び特別な事態が生じた場合に校長は、県教育委員会と協議を行う。